

小泉八雲『怪談』出版120年ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、小泉八雲『怪談』出版120年のPR、認知向上、観光振興に寄与することを目的とした小泉八雲『怪談』出版120年ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、一般社団法人松江観光協会（以下「松江観光協会」という。）に属する。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下、「使用申請者」という。）は、別添小泉八雲『怪談』出版120年ロゴマークデザイン使用マニュアルを了知したうえ、ロゴマーク使用申請書兼使用承認書（様式第1号）を松江観光協会に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 報道機関が、報道の目的で使用する場合
- (2) その他松江観光協会が適当と認める場合

2 使用申請には次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) ロゴマーク使用の内容（デザイン）がわかる見本、企画書等
- (2) その他、松江観光協会が必要と認める書類

(資格要件)

第4条 第3条第1項の使用申請者が次のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用の承認)

第5条 松江観光協会は、第3条の使用申請があった場合には、次の号のいずれかに該当する場合は除き、使用を承認する。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (2) 小泉八雲または松江観光協会の信用または品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 政治的活動等に使用するとき。

(4) その他、松江観光協会が不相当であると認めた場合。

2 ロゴマークのデザイン統一のため、松江観光協会はデザインの修正が必要と判断した場合は、申請された見本、デザインの修正を求め、修正を確認後に承認する。

3 松江観光協会は、使用を認める場合、使用を承認する書面（様式第1号）を申請者へ通知する。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者（以下、「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用申請書に記載された内容のみに使用すること。
- (2) 承認を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 小泉八雲『怪談』出版120年ロゴマークデザイン使用マニュアルに定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (4) 承認に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (5) 承認を受けて作成した成果品のデータは、速やかに松江観光協会に提出すること。
- (6) ロゴマークの使用品は、松江観光協会が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知し、ロゴマークの使用品に関し、苦情等が生じた場合は、使用者の責任において必要な措置を講じること。

(使用の非独占性等)

第7条 この要綱による承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。

(使用承認の取り消し)

第8条 ロゴマークを正しい使用条件に従って使用していない場合は、松江観光協会はロゴマークの使用を取り消すことができる。

2 使用者が前項の規定により使用承認を取り消されたことによって損失を被ることがあっても、松江観光協会はその補償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(経費等の負担)

第10条 松江観光協会は、この要綱によりロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 松江観光協会は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第12条 松江観光協会は、ロゴマークの利用促進を図る観点から、ロゴマークの使用状況等に関する情報を公開することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、松江観光協会が別に定める。

附 則 この要綱は、令和6年4月15日から施行する。